

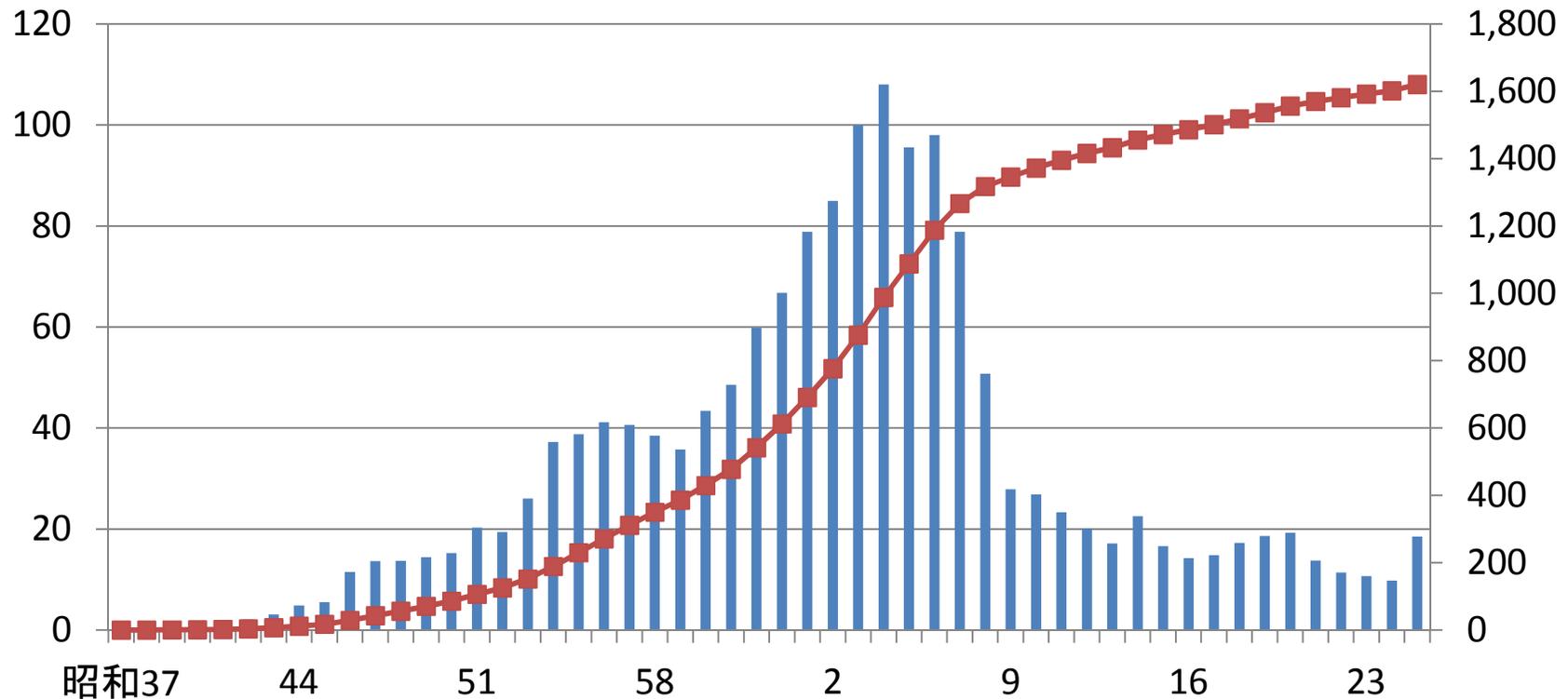
下水道に関する説明資料

- ①茨木市で実施したこれまでの管渠、ポンプ場への投資の推移
- ②管渠延長の推移
- ③建設費財源についての補足
- ④企業債の償還イメージ
- ⑥減価償却費の考え方
- ⑥流域下水道事業について
- ⑦大阪府流域下水道事業の公営企業会計導入による茨木市への影響について
- ⑧下水道使用料徴収に関する基本的な考え方
- ⑨基準内繰入金となる対象について

茨木市で実施したこれまでの管渠、ポンプ場への投資の推移

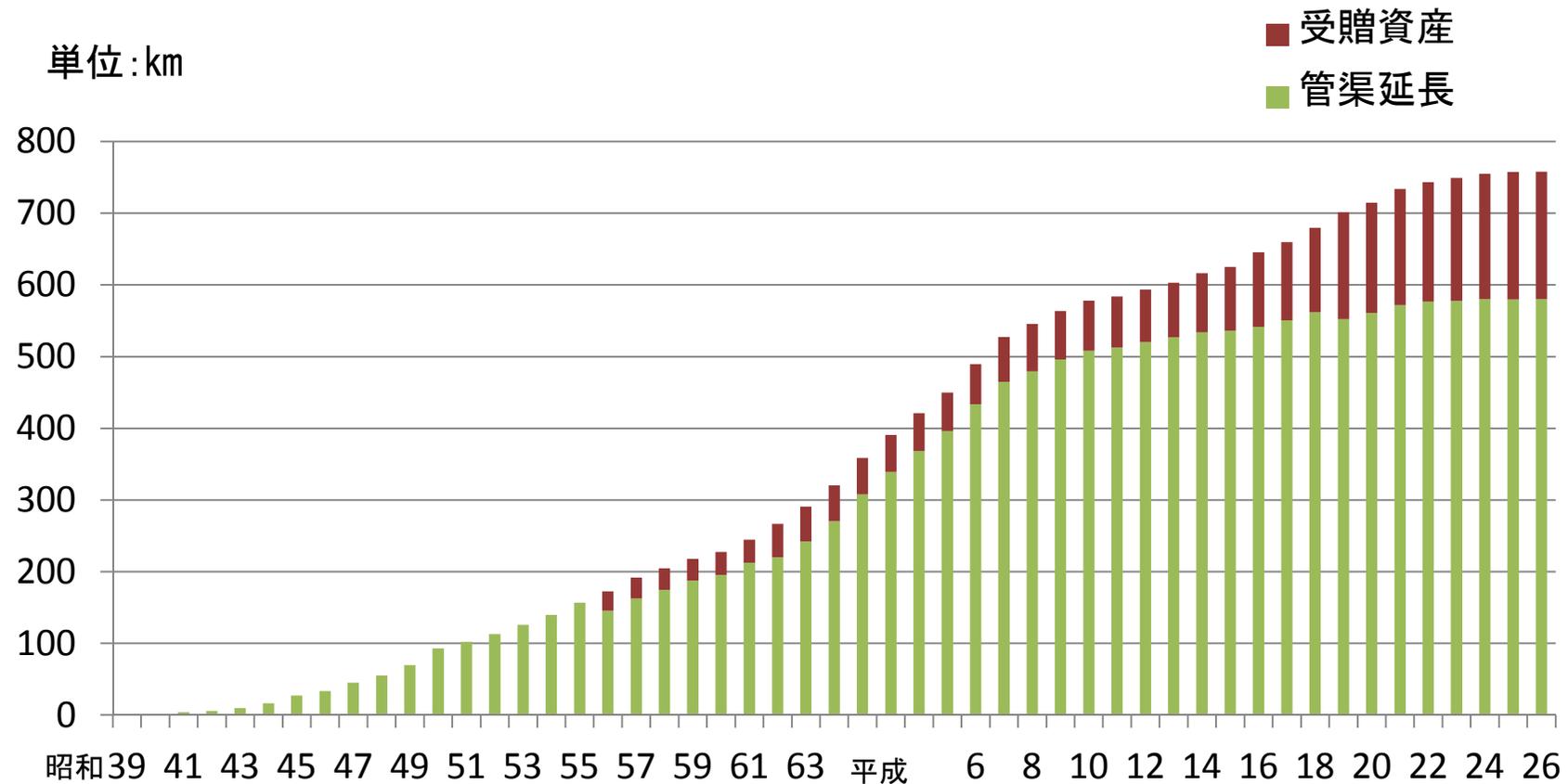
単位: 億円

■ 単年度 ■ 事業費累積



これ以外にも、開発等により受贈された資産(管渠)が存在するので、市が所有する下水道資産はさらに高額となっている。今後の改築更新はそれも見越して実施していく必要がある。

管渠延長の推移



実際に茨木市で工事を実施した管渠の延長は緑色の部分であるが、これまで維持管理を実施し、今後改築更新を行うのは受贈資産も含めた管渠の総延長に対してである。

建設費財源についての補足

国の交付金

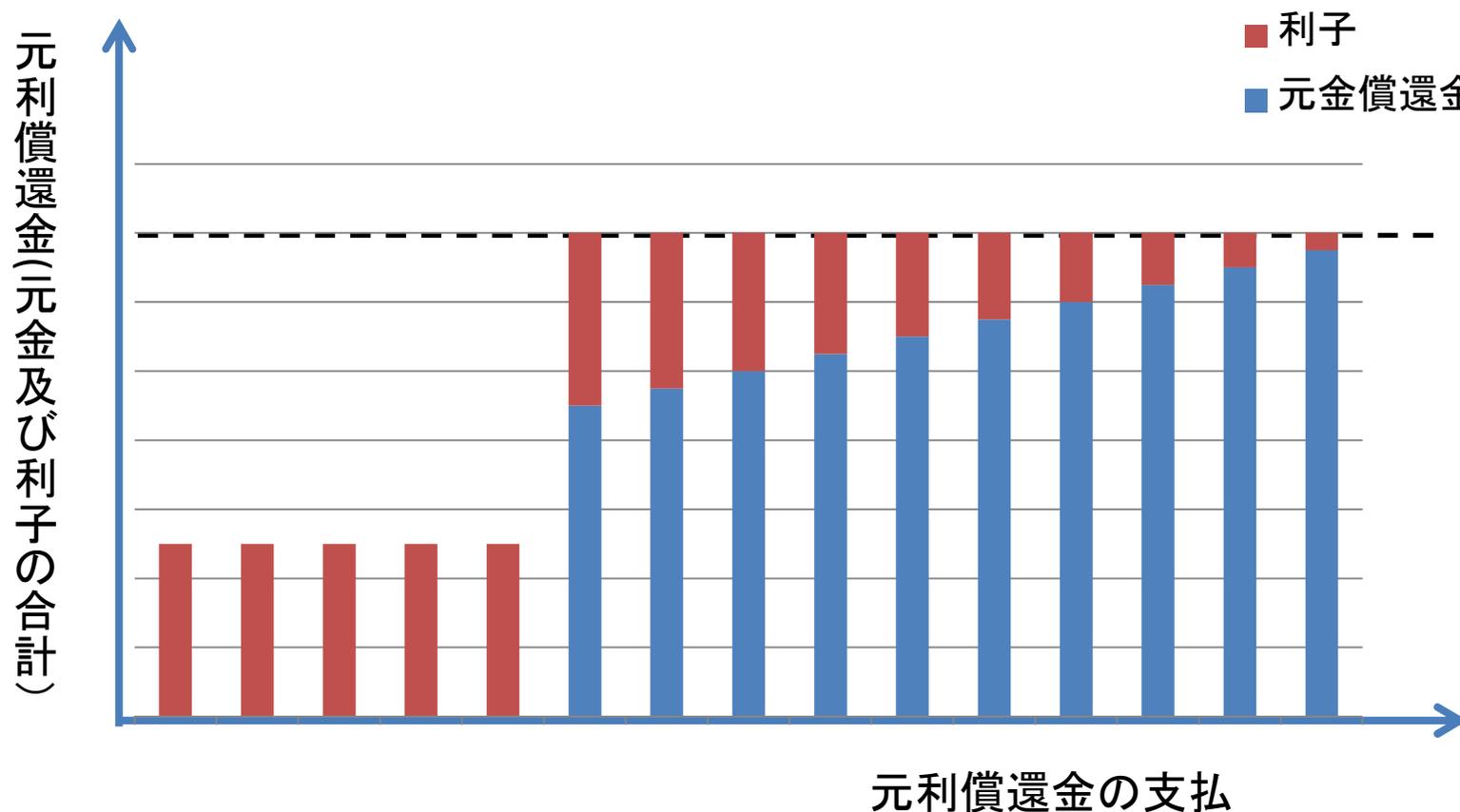
下水道施設は地方公共団体が整備するが、国がその整備を推進する責務があることから、国は補助を行うべきといわれている。(第5次下水道財政研究委員会提言) この考えから、下水道施設の建設においては国から交付金をもらっているが、その対象範囲は限定されている。工事費が交付対象となる施設は下水道法施行令及びこれに基づく国土交通省告示で規程されている。なお、交付額は、年度によって違いが出る。

受益者負担金

下水道が整備され、その使用が可能になることで利益を受けた方(受益者)に、受益の限度において、事業に要する経費の一部を負担していただき、事業の促進を図る方法のこと。下水道事業の都市計画事業区域においては受益者負担金制度を、特定環境保全公共下水道区域においては下水道事業受益者分担金制度を採用している。税とは違い、事業実施区域内に土地を所有されている方々に、一回限りの負担。

企業債の償還イメージ

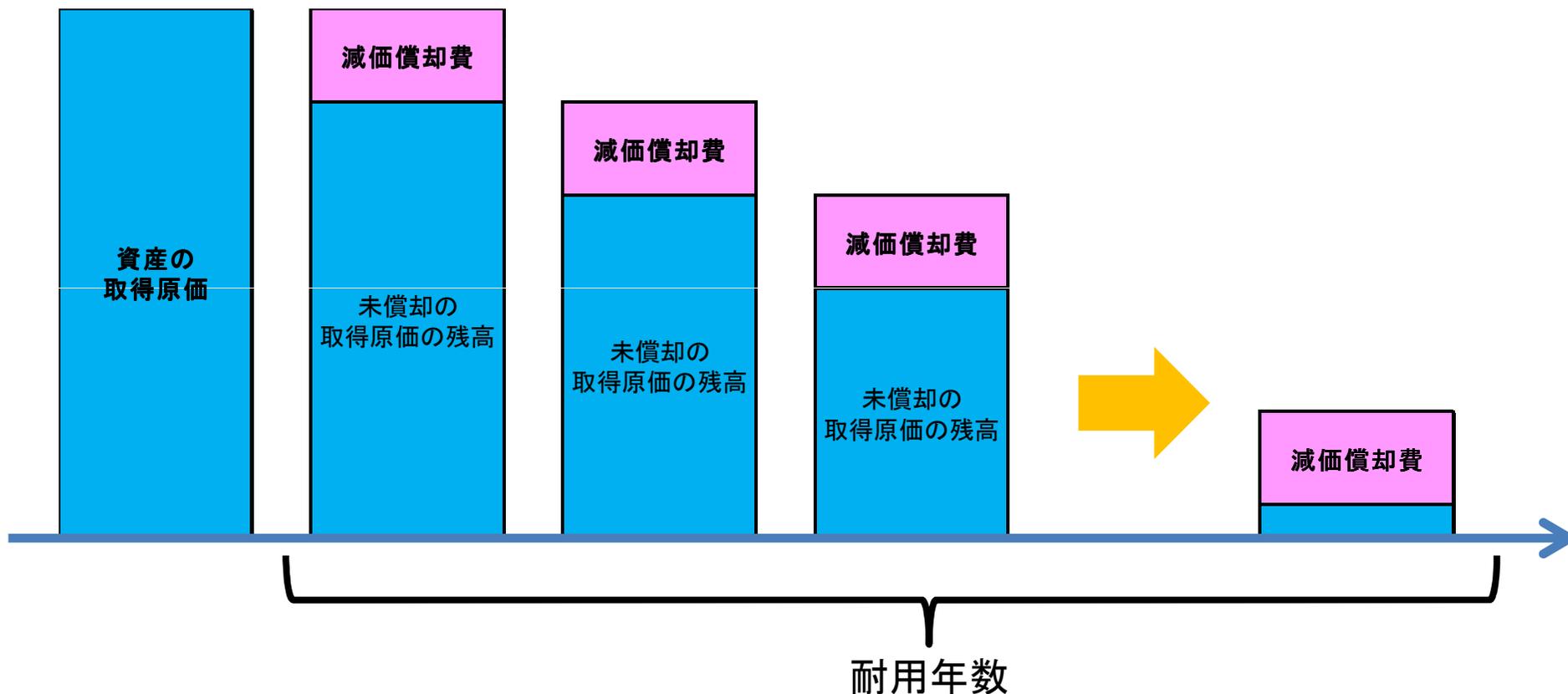
茨木市下水道事業では、建設に当てる事業の財源として企業債を発行している。この企業債の償還は、元利均等償還という形で行っているが、これは利子と元金を合わせた額(元利償還金)を毎年同額ずつ借入先に償還する方法。当初5年間は元金を据置き、利子のみ支払う。



減価償却費の考え方

減価償却費とは

長期間にわたって使用される固定資産の取得(設備投資)に要した支出を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分する現金として支出しない費用。



茨木市下水道事業会計では、取得資産に対して毎年同じ額ずつ減価償却していく。今後各年度ごとに算定する減価償却費は、これまでに取得してきた、耐用年数を超えない管渠、ポンプ場等の施設全ての減価償却費の総額。

流域下水道事業について

流域下水道の役割

流域下水道は、河川・湖沼・海域等、いわゆる公共用水域の水質の保全と、それらの流域内における快適な生活環境の実現を大きな目的としており、流域内にある複数の市町村の公共下水道からの下水を行政区域を越えて効率的に収集・処理した後、河川等へ放流するもの。この流域下水道は、幹線管渠、ポンプ場及び下水処理場の基幹となる施設で構成され、原則として都道府県が建設並びに維持管理を行うこととなっている。

一方、流域下水道に接続して下水を流す公共下水道を「流域関連公共下水道」と呼び、当該市町村が、建設並びに維持管理を行うこととなっている。

流域下水道事業実施による利点

- ・下水処理場の数を減らし、施設を集約するので費用の低減を図れる。
- ・広域に亘る地域の汚水処理を行うので、処理した汚水の水質の管理を行いやすい。
- ・都道府県が事業を実施するので、財政能力等により公共下水道の整備が困難な市町村でも下水度の整備が推進される。

茨木市の負担金の支払

茨木市域の汚水の処理など、大阪府流域下水道により利益を受けているため、茨木市下水道事業は施設の建設費、維持管理費にあたる費用を大阪府に支払っている。建設費は企業債を発行し、維持管理費は使用料収入を財源としている。

今後の大阪府流域下水道事業の施策による 茨木市への影響について

大阪府流域下水道経営ビジョン

現在大阪府下水道事業において、大阪湾、府内河川の更なる水質改善、今後増加する改築更新への対応、新エネルギー施策、その他新たな取り組みへの対応のためにより一層経営の健全化を図るために「大阪府流域下水道経営ビジョン」が策定された。

設定された、主な取り組み目標

- ・維持管理コストの縮減
- ・改築更新事業の抑制
- ・会計の明確化、経営の安定化

茨木市における維持管理負担金の今後の懸念

大阪府流域下水道経営ビジョンで設定された目標のうち、会計の明確化、経営の安定化を図る1つの方法として、大阪府流域下水道事業においても、公営企業会計導入準備が進められている。これまで大阪府では府内の下水道の整備を進めるため、流域下水道事業の実施に必要な費用のうち、本来受益者(下水道の利用者)が負担すべき費用の一部を府費(税金)で賄ってきた。しかし企業会計を導入すると大阪府と市町村の費用負担の見直しが必要なり、それにより市町村と受益者の負担が増えるとされている。このため、茨木市下水道事業が大阪府に支払う負担金の金額も増加することが予測されている。

下水道使用料徴収に関する基本的な考え方

下水道使用料の計算の根拠

- ・水道を使用しているときは、水道水の使用した量をもとに下水道料金を計算している。
- ・水道を使用せず、井戸水を使用しているときは、別途毎月届出により水量を認定して下水道使用料を計算している。

使用料体系の種類

基本使用料	使用料の有無にかかわらず賦課される料金
従量使用料	使用料の多寡に応じ水量と単位水量当たりの価格により算定し、賦課される料金
累進使用料	使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる料金体系

参照：下水道使用料算定の考え方（社団法人 日本下水道協会）

基準内繰入金となる対象について

平成26年度の地方公営企業繰出金について(通知)
(総財公第51号 平成26年4月1日)

社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上している。一般会計がこの考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮することとなっている。

下水にかかる基準内繰入(茨木市下水道事業に該当するものを抜粋)

雨水処理に要する経費	雨水など自然現象に起因する水の排除に必要な施設の設置にかかる資本費、またこれらの維持管理費について繰り出すための経費。
分流式下水道等に要する経費	分流式下水道、特定環境保全下水道等に要する資本費の一部について繰り出すための経費。
流域下水道の建設に要する経費	広域的に水質保全を図る観点から、流域下水道の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費。
下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	水質の保全を図るため、市内事業書に対する指導、排水の検査等にかかる経費。
水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	下水道の供用を開始した地域において、管渠への接続を推進するために行う事業。
高度処理に要する経費	これまで一般的に行われていた汚水処理(汚泥の除去、生物による汚物の分解、消毒)に加えて窒素、リンなど河川や海洋の富栄養化、赤潮の原因を取り除く処理にかかる経費。
地方公営企業法の適用に要する経費	下水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため、事務の移行手続き、資産調査にかかる委託等の事務にかかる経費。